

泉大津市公共下水道管路施設包括的維持管理業務委託

提案評価基準

令和7年1月

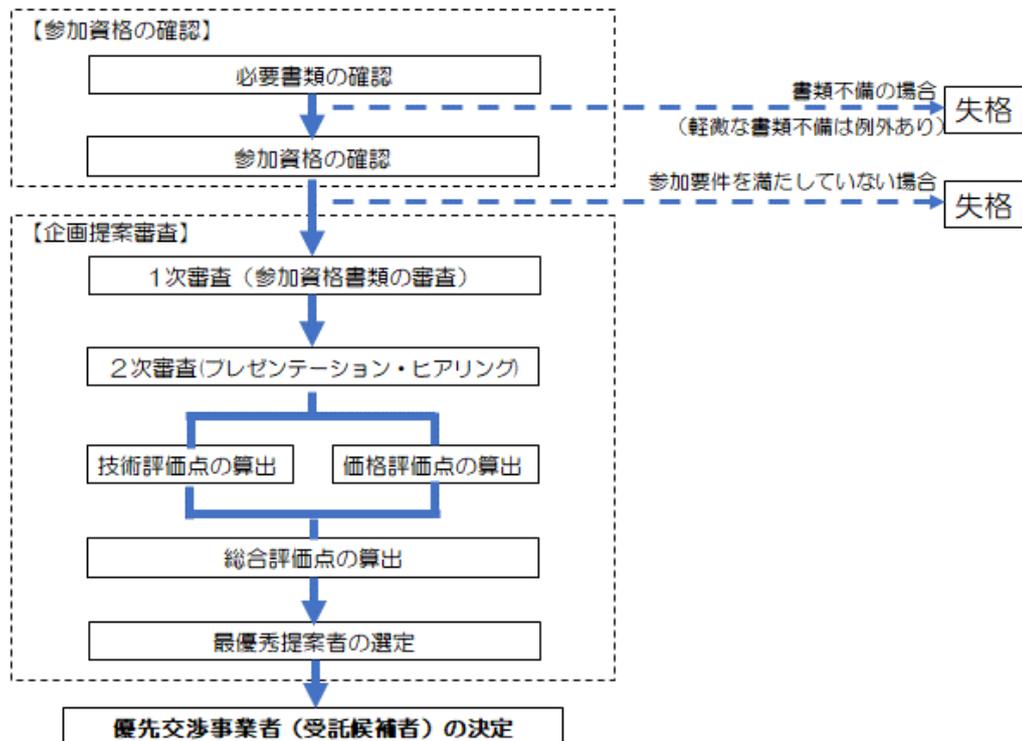
泉大津市

この提案評価基準は、泉大津市（以下「本市」という。）が実施する泉大津市公共下水道管路施設包括的維持管理業務委託（以下「本業務」という。）を受託する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うにあたっての評価基準を定めたものであり、本業務に係る公募型プロポーザル方式参加希望者（以下「参加者」という。）に交付するものである。

1 審査方法

1.1 審査方式

本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案による技術面等の非価格要素とともに提示された参考見積金額を総合的に評価する。事業者決定のフローは下図に示すとおりである。



1.2 委員会の設置

本市は、企画提案書等の審査を実施するため、「泉大津市公共下水道管路施設包括的維持管理業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」(以下、「委員会」という。)を設置し、提案評価基準に基づき企画提案書等の審査を行う。

なお、参加者が、受託候補者の選定前までに、本業務について委員会の委員に直接・間接を問わず接触した場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

2 審査内容

2.1 参加資格の確認

2.1.1 必要書類の確認

本市は、参加者から提出された参加資格確認書類について、公募型プロポーザル方式実施要領にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

2.1.2 参加資格の確認

本市は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が公募型プロポーザル方式実施要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2.2 企画提案審査

2.2.1 1次審査(参加資格書類の審査)

本市は、参加者から提出された参加資格確認書類にて求めた必要書類が、全て揃っていることを確認する。参加資格確認書類を事務局において「3 総合評価点の算出方法」に基づき審査を実施し、1次審査評価点の合計点の上位から概ね3者を選定する。

2.2.2 2次審査(プレゼンテーション及びヒアリングの実施)

本市は、企画提案者から提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、委員会において「3 総合評価点の算出方法」に基づいて2次審査の評価対象、評価項目について、プレゼンテーション及びヒアリングの実施結果により評価する。

2.2.3 提案内容審査

委員会は、企画提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容及び参考見積り金額について審査し、「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化(技術評価点及び価格評価点の算出)を行う。

2.2.4 総合評価点の算出

技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。

2.2.5 優先交渉事業者及び次点者の選定

委員会は、各委員の総合評価点の和(以下「評価値」という。)によって評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優先

交渉事業者として選定する。また、次に高い提案を行った者を次点者とする。ただし、評価値を委員会の委員の数で除した評価点が290点未満であれば選定しない。

なお、評価値が同点で優先交渉事業者が2者以上となったときは、参考見積金額が低い提案を行った者を優先交渉事業者として選定する。この場合、参考見積金額が同額であるときは、委員会に諮って優先交渉事業者を選定する。また、次点者についても同様とする。

提案者が1者のみである場合は、評価値を委員会の委員の数で除した評価点が290点以上であれば優先交渉事業者とする。

2.2.6 契約の締結

本市は、優先交渉事業者と本業務の契約交渉を行い、契約を締結する。契約交渉の結果、合意に至らなかったときは、次点者と契約交渉を行う。

3 総合評価点の算出方法

3.1 配点方針

企画提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ360点及び90点を満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

$$\boxed{\text{総合評価点} = \text{技術評価点}(360 \text{ 点}) + \text{価格評価点}(90 \text{ 点})}$$

3.2 企画提案書の審査項目等

技術評価点及び価格評価点の算出に当たって、審査の評価項目及び評価の着眼点(判断基準)は、表2のとおりとする。

表1 1次審査の評価項目及び評価の着眼点(判断基準)【配点60点】

区分	評価項目	評価の着眼点	配点
業務遂行能力	地域精通度 【該当内容により加点】	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内の作業拠点があるか 5点 ・本市内の作業拠点があるか 5点 ・企業体に市内業者が含まれているか 10点 ※市内業者とは本市に本店を有するものとする。 ・本市での類似業務の実績が3件以上あるか 10点 ※業務の実績は元請・下請のいずれも対象とする。 	30
	実施実績 【該当内容により加点】	<p>過去5年間に於ける業務実績を基に評価する。 (実施要領 参加資格要件⑨ア 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の実績が3件以上あるか 5点 ・同種業務の実績が1件以上あるか 10点 ※業務の実績は元請・下請のいずれも対象とする。 	15
	技術力 【該当内容により加点】	<p>本業務に有益な資格の種類とそれを有する技術者数を基に評価する。(実施要領 参加資格要件⑨イ 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有資格者が 5人以上在籍している 5点 ・有資格者が10人以上在籍している 10点 ・有資格者が15人以上在籍している 15点 	15

表2 2次審査の評価項目及び評価の着眼点(判断基準)【配点300点+90点】

区分	評価項目	評価の着眼点	配点
業務提案内容	企画提案概要	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の基本的な考え方、知識及び経験が盛り込まれているか。 ・事業者としてノウハウ及び創意工夫が発揮できる事項を、的確に述べられているか。 	20
	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施するために必要な組織体制と人員配置計画(平日、休日、夜間、緊急時の各体制)が適切に提案されているか。 ・本業務従事者の適正な労働条件の確保について、十分配慮しているか。 ・各種業務を担当する企業が保有する車両及び機材について、写真において確認できるか。 	20
	担当予定技術者の配置計画	<ul style="list-style-type: none"> ・各種業務に必要な有資格者の考え方とその配置計画を的確に述べられているか。 ・本業務従事者の教育訓練及び異動への対応についての考え方が述べられているか。 	20
	受託実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同種又は類似する業務の受託実績から、業務実施にあたっての工夫点及び他の事業者より優れた技術力の発揮が述べられているか。 	20

区分	評価項目	評価の着眼点	配点	
業務提案内容	本業務の全体業務計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種業務の要求事項に対する考え方を含めて、効率的かつ確実な実施方法が具体的に述べられているか。 ・ 要求水準未達とならないための対策、未達の場合の対応は合理的なものになっているか。 ・ 各種業務の一体管理による利点を活かした有効な提案及び課題を克服する提案が述べられているか。 ・ 要求事項に対し、予防保全型の観点から考え方が述べられているか。 ・ 本業務に関するデータベース等の管理・分析能力を有しているか。 	30	
	各種業務の提案内容	統括管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統括管理責任者が、マネジメント力を有する知識及び経験があり、迅速な意思決定ができる配置計画になっているか。 ・ 統括管理業務の位置づけ、役割及び効果について、的確に述べられているか。 	20
		日常的維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民対応・事故対応業務について、迅速かつ円滑な対応ができる体制になっているか。 ・ 本市及び住民からの連絡を24時間365日受付し、各事象に対応可能な体制になっているか。 	10
		計画的維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管路清掃・管路点検業務、不明水調査業務について効率的かつ効果的な業務計画になっているか。 ・ 緊急清掃作業について、迅速な対応が可能な体制になっているか。 	10
		計画策定業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の下水道ストックマネジメント計画に基づいた修繕・改築工事に対する効率的かつ効果的な手法の提案ができているか。 ・ 本市下水道事業の業務継続が可能となるような体制を考慮した提案がなされているか。 	10
		修繕業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕工事について、円滑な工事が実施できる体制になっているか。また、安全管理、労働安全衛生について、的確に述べられているか。 ・ 現場状況に応じた経験豊富な有資格者が配置されているか。 	10

区分	評価項目	評価の着眼点	配点
業務提案内容	危機管理・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時・緊急時について、人員及び資機材の確保計画、地元企業の役割が述べられているか。 ・ 本市の危機管理・安全対策におけるポイントを十分に把握し、適切な提案内容となっているか。 ・ 現場からの支援要請に対する組織的なバックアップ体制は十分か。 	30
	地域貢献に関する提案	<p>地元企業との連携・協力について以下の点を考慮した考え方が具体的に述べられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元企業の果たす役割について ・ 業務のノウハウ、経験などの共有について ・ 地元企業の視点に立った事業継続の考え方について 	40
	特定テーマに対する提案及び対応	<p>以下の特定テーマに沿って現実性、説得力があり、かつ、新たな発想に基づく提案であり、本市に適応したものであるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務等類似業務を行ってきた実績と経験を踏まえて、将来にわたって持続可能な下水道管路施設の維持管理をどのように考えるか。 ・ 国が示すウォーターPPP(レベル3.5)への移行に向け、本市がどのように移行していくべきと考えるか。 	30
	追加提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務目的を達成するために、積極的な意見、提案がなされているか。 ・ 本業務を通じて本市の下水道事業の健全な経営、効率的な維持管理に資する支援は可能か。 	30
コスト	参考見積金額の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ コスト縮減に努力しているか。 ・ $\text{配点} \times \text{最低見積金額} \div \text{当該参加者見積金額}$ 	90
総合評価点合計(第1次審査評価点含む)			450

3.3 評価点の算出方法

評価点の得点化方法は、表3 に示す5 段階評価により、審査項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。なお、1次審査については表1に示す。

表3 評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該審査項目について、水準を満たし、とても優れている。	配点×1
B	当該審査項目について、水準を満たし、やや優れている。	配点×0.7
C	当該審査項目について、水準を満たしている。	配点×0.5
D	当該審査項目について、水準に対し、やや劣っている。	配点×0.3
E	当該審査項目について、水準に対し、とても劣っている。	配点×0

ただし、審査項目のうち「参考見積価格」は、消費税及び地方消費税を含まない価格で以下により得点化する。

- ① 企画提案審査において必要書類の確認ができた参加者中、参考見積価格に記載された価格が、契約上限価格を超える者は失格とする。
- ② 参考見積価格に記載された価格が、契約上限価格以下の者のうち、最低価格を提示した者に、配点の満点である90点を価格評価点として付与する。
- ③ 上記① ② 以外の参加者の得点は、下記の式により② の最低価格との比率をもって小数点以下第1 位を四捨五入し求める。

$$\text{価格評価点} = \text{コスト配点(90点)} \times \left(\frac{\text{最低見積価格}}{\text{当該参加者の見積価格}} \right)$$